

## 第4節 社会教育主事の職務と資質・能力

- ・社会教育主事は、教育公務員特例法及び社会教育法によって、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」専門的職員と規定されている。
- ・社会教育主事に求められる資質・能力としては、学習課題の把握と企画立案能力、コミュニケーション能力、組織化援助の能力、調整者としての能力、幅広い視野と探求心などがあげられる。
- ・社会教育主事の養成は、大学などでの科目履修を通して養成される場合と、国立大学などに委嘱して養成講座を開設し養成される場合とがある。
- ・今日的な社会教育主事の役割として、社会教育の支援・推進に加え、生涯学習の振興、推進があげられる。
- ・社会教育主事の専門性の維持と向上のため、さまざまな研修機会が用意されているが、今後は新しい時代に対応するために、自己研修が求められる。

社会教育主事は教育公務員特例法の第2条第4項により指導主事とともに「専門的教育職員」として位置づけられ、社会教育法によりその職務内容が定められている社会教育の専門的職員である。

ここでは、生涯学習社会の進展にともない、社会教育主事がどのような職務を果たし、求められる資質・能力がいかなるものであるか、さらにその資質・能力を向上させる研修の問題について整理することにする。

### (1) 社会教育主事の職務と位置づけ

社会教育行政は、教育委員会の事務局や住民と日常的に関わる社会教育施設などに専門的職員を配置したり、また、公民館運営審議会など各種委員の設置を図るなど、法律で設置を義務づけたり奨励したりして、社会教育を体系的に支援している。このような社会教育行政という社会教育の支援や助成を行う行政活動の特徴として、職員配置や委員の設置が意義づけられる。中でも、社会教育主事は社会教育法によってその設置、職務、資格、養成、研修が定められ、社会教育の支援、振興などの行政活動を行う上で、大きな役割をもっている職員であるといえる。

#### ア. 社会教育法にみる社会教育主事の規定

社会教育主事は、社会教育法第9条の2で、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く」と定められている。

また、社会教育の「専門的教育職員」である社会教育主事の職務は、社会教育法第9条の3に、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない」と規定されている。

さらに、社会教育主事の職務につくための資格、養成などについては、第9条の4、5で規定されている。基本的に高等教育機関での社会教育についての専門的知識を有すると同時に、実際の社会教育やその活動についての教養や経験を必要とするものとされる。

そして、教育公務員特例法第19条第1項の研修義務に加え、社会教育法第9条の6では「任命権

者などが研修を行う」とされ、社会教育の専門的教育職員として、市町村、都道府県、文部大臣が行う研修が義務づけられているとあってよい。

今日、社会教育主事は社会教育活動の支援、推進に加え、生涯学習の支援、振興を図ることもその役割として期待されている。時代の変化とともに、社会教育主事の果たすべき役割も変化が生じている。そのような役割の変化を考慮しながら、社会教育主事の職務を見ることにしよう。

#### イ. 都道府県及び市町村の社会教育主事

社会教育主事の「専門性」が何かということについては、その役割や必要とされる知識・技術は何かという問題とともに、繰り返し議論されてきている。専門性が何かという問題も大切であるが、ここではこれまでに出了された、必要な知識・技術や資質・能力は何か、果たすべき役割は何かという観点から、社会教育主事の職務を整理してみよう。

1971年（昭和46年）に出された社会教育審議会答申『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』は、社会教育主事のあり方の課題を示すと同時に、果たすべき役割を次のように述べている。

まず、「社会教育主事は、時代の進展に対応する豊かな教養と高い識見を要求されるとともに、社会教育に関する高度の専門的知識・技術と各種の情報の収集・整理の能力が必要である」として、市町村及び都道府県の社会教育主事は次のような役割を果たさなければならないとした。

市町村の社会教育主事は、「住民の自発的学習を助成し、その地域における社会教育活動を推進するための実際的な世話役であるから、住民の学習希望の実態と地域の教育的必要を把握し、学習意欲を喚起し、集会等の開設を計画し、施設の配置・利用計画を立て、学習内容を編成し、さらには指導者の発掘とその活用計画を立てるなど、地域における社会教育計画の立案者および学習の促進者として」の重要な役割を持つ。

また、都道府県の社会教育主事は、「さらに、全県的な立場からの社会教育行政の推進、市町村教育委員会に対しての助言・指導」を行う役割がある。

#### ウ. 社会教育主事の設置状況

ここで、社会教育主事の設置状況を見ると、平成5年度のデータ（文部省「社会教育調査」）では、次のようになっている。都道府県に置かれている社会教育主事数は836人でそのうち804人が専任となっている。設置率は100%である。市町村等の場合、社会教育主事数は4,284人となっており、そのうち3,443人が専任である。また、設置率は市町村の平均で86.3%、派遣社会教育主事は1,623人である。ちなみに、市だけで社会教育主事の設置率を計算すると91.0%、人口1万人以上の町村では88.3%、人口1万人未満の町村では82.7%となっている。

## (2) 社会教育主事に求められる資質・能力

### ア. 求められる資質・能力

先の社会教育審議会答申の後、臨時教育審議会の答申を受けたかたちで、社会教育指導者の資質・向上を図るといふ、時代に対応する視点から社会教育主事に求められる資質・能力を示したのが、1986年（昭和61年）に出された『社会教育主事の養成について』（社会教育審議会成人教育分科会報告）であった。この報告を参考に、社会教育主事に必要とされる資質・能力は何かを考えることにしよう。

この報告では、「幅広い視野の中で、人々の学習要求や社会が要請する課題を敏速かつ的確に把

握して、必要な施策を企画実施し、社会教育に関連する事業との調整を図る資質・能力等が求められており、そうした資質・能力を支えるものとして、とりわけ、社会教育に取り組む積極性と柔軟な発想を身につけることが重要視されている」として、次の5つをあげている。

#### a. 学習課題の把握と企画立案の能力

「社会教育を経営するという観点から、地域が当面している問題、住民の学習関心・学習要求、地域の中にある教育資源や教育力等を把握し、そのうえで必要な社会教育計画を立て、事業を円滑に実施するとともに、社会教育指導者に指導・助言することが主要な職務となる」としている。そして、社会教育主事がプランナーであり、プログラマー、プロデューサー、プロモーターなどといわれるのは、この側面を指しているという。また、ここでは、「市場という観点をも導入した学習環境に関する調査を企画し、データを分析・診断し、必要な施策を立案し実施することができる能力をもたなければならない」としている。

#### b. コミュニケーションの能力

学習機会が豊富に提供され、学習に利用できる施設が多様に整備されてきている今日、そのような学習環境の変化に応じて学習に関わる情報の提供や、学習上の相談に応じる社会教育の充実が必要である。このような、「個人学習を促進・援助する社会教育の拡充が要請されているとき、この学習情報の提供と学習相談に関する事業を整備するうえで、社会教育主事が積極的な役割を果たすことが期待される」という。そしてこのためには、「社会教育主事は、新しいメディアの活用を含め、情報の収集・整理・提供や広報・広聴に関する知識・技術を身につけておかなければならない」としている。また、学習相談への対応にあたって、「学習相談を担当する者は、相手の話をよく聞き取り、表面的なとらえ方に終らず、潜在的な欲求までとらえ、適切な対応ができる能力をもつこと」が大事になってくる。

#### c. 組織化援助の能力

社会教育は、人々が集い、共に学び、結び合っていくことを奨励し、その援助に努めてきた。その学習集団に対するオルガナイザーとしての大きな役割は、今後も変わることはないとして、社会教育主事は、「グループワーク等人間関係や集団に関する知識と技術を習得しておく必要がある」としている。実際、「学習活動を通じて形成された人間関係がある種の凝集効果を生み、それが地域への関心を高め、更には地域の連帯感の醸成や地域活動への参加という波及効果を生んでいる」からである。

#### d. 調整者としての能力

「今日の社会教育行政は、教育委員会以外の行政部門による社会教育関連事業、学校教育、民間の教育・文化・スポーツ事業及び企業内教育等との連絡、連携を図り、必要に応じて、それらへの援助方策をも講じていかなければならない」としている。そのためには、「社会教育主事には、社会教育に関連する分野と協働していけるだけの視野の広さと調整能力とが必要」になってくる。また、「家庭、学校、社会のそれぞれの特性を生かしながら、それらの連携を推進していく役割を果たすこと」が期待されている。

#### e. 幅広い視野と探求心

人々の学習要求の多様化や高度化にともない、社会教育主事は「人々の学習要求や社会が要請する課題を把握し、それらにどのように対処したらよいかを的確に判断しなければならない」。それは、「幅広い視野と一般的な知識を豊かに持って、様々な内容領域の基本的な構造を読み取る方法論を身に付けることによつて行い得る」ものである。このような社会教育主事の資質は、「自ら進んで行う学習の結果として培われるものであつて、その意味では、旺盛な探究心を持つことがこれまで以上に求められている」としている。

#### イ. 社会教育主事の養成と研修

社会教育主事の養成は、社会教育法ならびに文部省令である「社会教育主事講習等規程」によつて進められている。先に生涯学習審議会社会教育分科審議会によつて『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）』（平成8年4月24日）が出されたところであるが、ここでは、社会教育主事がどのように養成され、その職務遂行上必要となる研修がどのように行われているかを概観することによる。

#### a. 社会教育主事の養成

社会教育法によれば、社会教育主事を養成するための講習は「文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う」（第9条の5）とされ、平成6年度のデータでは、大学、短大の科目履修の中で行われる場合、国立大学が委嘱を受けて社会教育主事講習を実施する場合、国立教育会館社会教育研修所が委嘱を受けて社会教育主事講習を実施する場合とがある。

大学等での科目履修の中での社会教育主事の養成は、次のような現状にある。すなわち、大学に在籍し必要な科目履修を行い、主事講習等規程に定められた科目と単位を修得すれば、卒業時に社会教育主事の基礎資格（社会教育主事となりうる資格）が得られる場合である。このような社会教育主事養成機関である大学・短大の数は、平成6年度のデータ（文部省社会教育課調べ）では、大学が118校（内訳、国立大学37校、公立大学3校、私立大学78校）であり、短期大学は14校（すべて私立短期大学）であった。

それらの大学・短大の養成機関で養成される人数は、平成3年度のデータ（文部省社会教育課調べ）によれば、大学で3,602人（内訳、国立大学369人、公立大学39人、私立大学3,194人）であった。また、短期大学では358人となっている。

一方、主事講習での養成を見ると、大学では16の国立大学が委嘱を受けて社会教育主事講習を実施しているし、国立教育会館社会教育研修所では委嘱を受けて年間3回の社会教育主事講習を実施している。そこで養成される人数を見ると、国立大学16校合計して1,507人、国立教育会館社会教育研究所では309人となっている。

ちなみに、大学において社会教育主事の資格を取った者の、卒業後の状況は次のような結果となっている（平成3年度文部省社会教育課調べ）。調査回答校80大学、資格取得者数3,421人の内訳である（括弧内の数値は比率である）。地方公務員となって教育委員会事務局に進んだ者24人（0.7）、その他の地方公務員371人（10.8）、教員491人（11.4）、民間生涯学習関連事業所職員47人（1.4）、進学した人118人（3.4）、その他2,370人（69.3）である。

なお、大学での課程を修了し基礎資格を得ていたとしても、すぐに社会教育主事として発令が可能なのではない。1年以上社会教育主事補としての職務に就かなければならない仕組みとなっている（社会教育法第9条の4）。

## b. 養成に必要な科目と単位等

先にも述べたとおり、現在、社会教育主事等の養成科目の変更が行われているところである。報告の提案に基づく「新しい養成科目の改善」に示される構成では、必要とされる科目名、単位数は以下のとおりである。必要とする科目の単位数の合計は24単位であり、これまでと変わらない。

- ・生涯学習概論【4単位】
- ・社会教育計画【4単位】
- ・社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究【選択必修：4単位】
- ・社会教育特講【12単位】：次の3分野の科目から合計12単位
  - 社会教育特講Ⅰ（現代社会と社会教育）
  - 社会教育特講Ⅱ（社会教育活動・事業・施設）
  - 社会教育特講Ⅲ（その他の必要な科目）

これらのうち、生涯学習概論は、「生涯学習及び社会教育の本質について理解を図るとともに、学習者の特性や教育相互の連携について理解を図る」ことをねらいとしている。社会教育計画は、「社会教育の計画・立案についての理論と方法の理解を図る」ことがねらいである。また、社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究は、「専門的な知見を踏まえた実践的な能力の向上及び学習者とのコミュニケーション能力の向上を図る」とされている。社会教育特講は、大きく3分野にわかれ、そこで合計12単位を必要とするが、「社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る」ことがねらいである。

これまでの「社会教育主事講習等規程」で示されていた「大学において修復すべき社会教育に関する科目の単位」と比較すると、従来「社会教育の基礎（社会教育概論）」【4単位】とされていた科目が「生涯学習概論」に改訂された。

## c. 社会教育主事の研修機会

社会教育主事や主事補の研修は、任命権者や文部大臣、都道府県が行うということになっている。実際、国、都道府県、市町村は、社会教育指導者の養成、資質向上のために各種の研修を実施している。

都道府県、市町村教育委員会が実施する研修事業への参加者は平成4年度間で69万人を数えるという<sup>(1)</sup>。その約8割は民間団体の指導者であるが、文部省によって、このような都道府県が実施する社会教育主事等指導者の研修事業などに助成措置が講じられている。データによれば、平成8年度において教育委員会が実施した指導者研修は、行政職員（社会教育主事等）を対象としたものの件数が2,585件、参加者9万2,888人となっている。その他、施設職員（公民館主事等）を対象としたものは2,675件、参加者5万9,570人、有志指導者（民間団体等の指導者）を対象としたものは7,123件、参加者53万7,705人であった。

実際の研修は、様々な形態をとって行われている。社会教育主事だけを対象とした研修や、その他の指導者を含めた研修。あるいは、社会教育主事を対象とする研修でも、ある程度経験者だけを対象とするものや、社会教育主事補や新任者を対象とする研修など、名称もまた様々である。

こうした研修の状況を見ると、研修日数も1日のものから1週間程度のものまで、宿泊をとまなうものもあるなど、バラエティに富んでいる。

初任者を対象とする研修では、内容的には社会教育計画の立案・実施・評価の技法についての研修が多く見られ、すぐに役立つ実践的な知識・技術の習得、生涯学習・社会教育に関する理論の理解、県の生涯学習振興施策に関する理解などが多く見られる。研修形態としては、講義、演習が多

く、事例発表や協議・討議も多くの地域で見られる。

更に、社会教育主事を含む社会教育指導者研修は、文部省では国立教育会館社会教育研修所と共催で行っている。そこでは、教育委員会事務局の行政職員や公民館、図書館、博物館などの社会教育施設職員等に対して高度で専門的な研修が実施されている。

生涯学習審議会社会教育分科審議会がまとめた『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）』には、生涯学習社会における社会教育を推進する上で重要な役割を担う社会教育主事等の一層の資質向上を図るため、養成、研修等の改善方策が提言されている。

### (3) 生涯学習社会での社会教育主事の役割と課題

ここでも、生涯学習審議会社会教育分科審議会から出された『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）』を参考にしながら、今後の生涯学習社会の社会教育主事のあり方を検討することにした。

#### ア. 生涯学習社会における社会教育の推進

先の『社会教育主事の養成について』（社会教育審議会成人教育分科会報告）で指摘された、社会教育主事に求められる資質・能力として掲げられたものも、生涯学習社会での社会教育主事に期待される役割を反映したものであった。

『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）』では、「生涯学習社会の構築のために、人々の学習活動を援助する社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者の果たす役割が極めて重要である」として、養成、研修等の改善方策を提案している。

特に、これからの社会教育主事については、「地域における人々の自由で、自主的な学習活動を側面から援助する行政サービスの提供者としての役割に加え、社会教育事業と他分野の関連事業等との適切な連携協力を図り、地域の生涯学習を推進するコーディネーターとしての役割を担うことが一層期待されており」、その養成及び研修の改善・充実を図る必要があるとしている。そしてそのためには、「人々の多様な学習ニーズや新たな課題等に対応し得る社会教育主事の資質の向上に向け」、また、「生涯学習社会に対応する観点から、社会教育主事の養成制度を柔軟化し、様々な分野から人材を広く求めること」が必要であるとしている。

また、生涯学習社会の構築が我が国の重要な課題として広く認識されるようになり、各教育委員会における生涯学習振興のための組織体制の整備と施策の積極的推進が必要となっている。このため、「社会教育主事の養成内容について、幅広い生涯学習・社会教育行政を推進する専門家としての役割を一層発揮できるように」見直す必要があるという。

#### イ. 養成内容・研修内容の改善・充実

一つには、養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化として、①大学における養成内容の改善・充実、②養成を行っている大学の連携・協力の推進、③講習における養成内容の改善・充実及び講習実施上の配慮、④講習の科目代替措置としての学習成果の認定範囲の拡大、⑤資格取得及び講習受講の要件としての実務経験の対象範囲の拡大、をあげている。二つには、研修内容の充実と研修体制の整備として、①研修内容及び方法の工夫、②研修体制の整備が、三つには、幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用を掲げているのである。

なお、具体的な養成内容の変更点などは先に見たとおりである。

#### ウ. 自己研修の重要性

我が国が構築すべき生涯学習社会とは、平成4年の生涯学習審議会答申でうたわれていたように、「人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会」である。その構築へ向けて、社会教育主事自らが専門的職員として研修に励むことが必要になってくる。先の『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）』では、「生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、幅広い分野から多様な能力、経験を有する人材が得られるように、専門的資質の確保に留意しつつ、資格取得の途を弾力化する」という方向が目指されている。これまでの実績を踏まえ、多様な関心、高度化した学習要求に対応できる専門的職員としての資質・能力の向上への取り組みが必要となっている。

#### エ. 社会教育の必要性和重要さの再認識

生涯学習社会における社会教育の重要性は、これまでの社会教育のあり方を考えても、地域や人々の生活と結びついた教育・学習の支援にあるといえよう。身近な地域社会で生涯学習への取り組みが活発になればなるほど、地域の人々に社会教育の重要性が認識されるようではなければならない。社会教育計画の立案や身近な社会教育施設の経営等を行う中で、社会教育主事は生涯学習社会の構築と同時に、地域社会の住民が自ら快適な地域社会づくりが行えるよう支援しなければならない。社会教育の活動は、生涯学習の活動が増えればそれで代えられるというものではないであろう。

#### 注

- (1) 文部省編「平成8年度我が国の文教施策 生涯学習社会の課題と展望－進む多様化と高度化－」

(山本和人)